

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	27年度 決算額 [千円]	28年度 決算額 [千円]	総合評価	①評価の理由 ②平成29年度に取組む改革・改善内容	29年度 予算額 [千円]
1	一般	2	3	1	221良好な住宅の整備	住居表示事務に要する経費	市民課			①建物等新築届及び住居番号の変更等の届出に基づき、住居表示を付番し、住居表示台帳図を作成、閲覧に供する。 ②正確な事務処理を行い、利用者の利便を図る。	115	114	6精査・検証	①法律に基づき行う事務であることから、より正確な事務を精査・検証する必要がある。 ②これまでの事務水準は維持しつつ、事務処理の正確性と迅速性を向上させる。	309
2	一般	8	1	2	221良好な住宅の整備	建築指導に要する経費	建築住宅課	○		①建築基準法、建設リサイクル法、省エネルギー法、低炭素法等に基づく各種申請の審査、検査、指導、相談及び建築物全般に関する相談 ②検査済証交付率の向上と相隣トラブルの対応	5,054	1,539	6精査・検証	①法律に基づく業務であるが、窓口業務の対応方法など検討が必要。 ②前年度に比べ平成28年度はパトロール回数は減少したが、立ち入り件数は増えた。建基法及び建り法のパトロール件数をさらに増やし、違反建築防止の促進を図る。	1,702
3	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	施設建設監理に要する経費	建築住宅課営繕室	○		①他課から依頼を受けて行う営繕業務 ②施設の老朽化が進み、修繕の相談が増えている。	203	223	6精査・検証	①市民サービスの向上を図るためには適正な維持修繕が必要。 ②施設改修の依頼事業が多く、また、その他にも修繕内容についての相談も多いことから、関係部局との事前の協議・調整を行うとともに、現場施工の不良がないよう適切な監理を行っていく。	307
4	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	公共施設等総合管理計画策定事業	建築住宅課営繕室	○	○	①市が所有する公共施設等の現状について把握し、計画的な更新等を行い継続的な施設利用が可能となるよう基本方針を定めた計画を策定する。 ②公共施設等総合管理計画の策定後は、各施設の長寿命化計画等の個別計画を策定する必要がある。	0	3,892	1終了	①公共施設等総合管理計画を策定したため。 ②今後は計画の進行管理として、全庁的な取組体制の構築を行い、各施設の個別計画を策定する。	0
5	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅の管理運営に要する経費	建築住宅課	○		①市営住宅の施設等の適切な維持管理及び適切な入居者管理を行う。 ②家賃滞納者についてはきめ細やかな対応が必要。また、既存入居者の高齢化等が進み、新たな入居者も福祉的な施策を必要とする世帯が非常に多いことから、今までの住宅管理手法では支障が出始めている。	13,222	12,269	5改善	①国は公営住宅を住宅セーフティネットとして位置付けしており、徴収方法の見直しや福祉部局との連携も含め改善の検討を継続する必要がある。 ②引き続き家賃納入について管理システムを利用した口座振替への誘導を頻繁に行うとともに、滞納者については職員が直接きめ細やかな対応をする等徴収率の向上を目指す。	12,823
6	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	住宅政策に要する経費	建築住宅課	○		①特定空家等を除却するために必要な資金を貸し付ける。 ②経済的理由で管理不全な状態の空家が放置され、空家が社会問題化している。	0	69	6精査・検証	①空家が社会問題化している中、経済的理由で管理不全な状態の空家が放置されることを防ぐ必要がある。 ②引き続き、管理不全な空家状態を是正するために必要な資金を100万円を限度に空家所有者に貸し付ける。	1,036